

国住生第265号

国住指第414号

国住市第103号

令和8年1月30日

一般社団法人日本建築士事務所協会連合会会長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長

建築指導課長

市街地建築課長

(公印省略)

地震時の電気火災発生抑制のための感震ブレーカー普及への協力について

平素より、住宅行政の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、電気に起因する火災（いわゆる通電火災）が多数発生することが指摘されており、その被害軽減は喫緊の課題となっております。地震発生時に自動的に電気を遮断する感震ブレーカーは、避難時や不在時における電気火災の発生抑制に有効な対策であり、「首都直下地震の被害想定と対策について（報告書）」（令和7年12月19日中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策ワーキンググループ）において、感震ブレーカー等の普及が進むことで、大規模地震が発生したときの焼失棟数を大幅に削減できることが示されています。

このような状況を踏まえ、関係府省庁が連携の上、地方公共団体、関係団体、事業者等と協力しながら、感震ブレーカーの設置促進に向けた取組^{*1}を進めているところです。

貴会におかれましては、住宅の設計や工事監理等を担う建築士（建築士事務所）を多数擁しておられます。会員の皆様は、住宅取得者や住宅所有者等に直接接する機会が多く、感震ブレーカーの普及促進にあたって大きな影響力を有しておられると考えております。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、感震ブレーカーの普及促進に向け、下記につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 住宅取得者や住宅所有者等への情報提供
 - ・感震ブレーカーの機能、種類、効果、必要性等について、普及啓発チラシ^{※2}や仕様書、説明資料等を通じた周知
2. 新築住宅の設計段階や仕様設定における配慮
 - ・住宅の電気設備の設計段階における感震ブレーカー設置に関する施主への提案
 - ・住宅の仕様設定における感震ブレーカーの導入
3. 住宅の保守点検、修繕、リフォーム時等における配慮
 - ・分電盤の交換や電気設備の更新時のほか、住宅の保守点検や修繕、リフォーム時等における感震ブレーカー設置に関する住宅所有者等への提案

<参考>

※1 感震ブレーカーの設置促進に向けた取組の強化：別紙1

※2 感震ブレーカー普及啓発チラシ：別紙2

(注) 蓄電池を設置した住宅については、感震ブレーカーを設置した場合であっても、通電する仕様となっている場合があります。地震発生時に蓄電池から供給される電気についても停止することが望ましい場合がありますので、ご注意ください。